

第4回世羅郡三町合併協議会

会 議 録

日 時 平成15年1月29日（水）

13時30分

場 所 せらにしタウンセンター

世羅郡三町合併協議会

第4回世羅郡三町合併協議会会議録

召集年月日	平成15年1月29日(水)				
召集の場所	せらにシタウンセンター				
開会日時	平成15年1月29日(水)				
議長	上本仁志				
会議録署名人	鈴木道弘	新井富士男	前迫喜久真		
甲山町		世羅町		世羅西町	
委員氏名	出欠	委員氏名	出欠	委員氏名	出欠
山口寛昭	○	松山理人	○	上本仁志	○
水間茂	○	沖盛治	○	松岡明衛	○
黒木重治	○	藤井忠孝	○	井上忠則	○
永田英則	○	徳光義昭	○	前原春夫	○
鈴木道弘	○	新井富士男	○	前迫喜久真	○
岡本明美	○	坂東辰男	○	岡田桂子	○
石岡省吾	/	梶川耕治	/	田丸克之	○
田坂陽美	○	真野綾	○	井上幸枝	/
黒木武彦	○	寺田弘美	○	横山昇司	○
荒瀬聖子	○	松村明美	○	奥田正和	○
井口紀介	○	幾島文江	○	溝上春雄	○
檜谷睦宏	○	蔵敷広之	○	三木俊三	○
11名		11名		11名	
委員総数36名／出席委員33名					

顧問					
顧問氏名		出欠	顧問氏名		出欠
小島敏文		○	藤井孝弘		○
監査委員					
監査氏名		出欠	監査氏名		出欠
橋本武生		/	田中修三		/
			野曾原文男		/

第4回世羅郡三町合併協議会会議録索引

事件番号	会 議 事 件 名	ページ
	開会	1
	会長あいさつ	1～2
	会議録署名委員の指名	2
報 告 事 項		
報告第 9号	第1回新町名称候補選定小委員会について	2～4
報告第10号	第1回新町の事務所の位置候補地選定小委員会について	4～5
協 議 事 項		
協議第14号	町・字の区域及び名称の取扱いについて	5～9
協議第15号	財産及び債務の取扱いについて	9～24
協議第16号	町の慣行の取扱いについて	24～25
協議第17号	広報広聴関係事業の取扱いについて	25～26
協議第18号	第5回世羅郡三町合併協議会の日程について	26
提 案 事 項		
協議第19号	国民健康保険事業の取扱いについて	26～38
協議第20号	電算システム事業の取扱いについて	38～40
協議第21号	町立学校の通学区域の取扱いについて	41～43
	その他	43～45
	閉会	46

午後 1時30分開会

○山口事務局長 ご出席をいただき、まことにありがとうございます。大変な雪の中をご出席いただき、重ねて厚くお礼申し上げます。

会長あいさつの前に、本日の会議の出席状況についてご報告いたします。

本日の委員の出席者数は、委員総数36名のうち32名となっております。今来られてる委員さんもおられるということで聞いておりますが、現段階では32名となっております。したがって、本日の会議は、協議会規約第11条第1項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、協議会会長の上本世羅西町長がごあいさつを申し上げます。

○上本会長 第4回世羅郡三町合併協議会の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、ごらんのありさまで猛吹雪となっております。大変お出かけにくかったと思いますが、委員の皆様にはこうして当協議会にご出席いただきましてありがとうございます。また、今回は各町の実情を承知いただくというところで、開催地の世羅西町の方から午前中の時間を設定してご説明申し上げ、現地視察等をいただく予定でありましたが、このような天候でありますので、開催は無理とさせていただきました。

なお、その際、連絡が不徹底となり、既にお出かけいただいた方もあり、まことに申しわけなく、おわび申し上げます。以後において、連絡等のありようについては事務方の体制をいま一度見直ししまして、かかる事態を避けるよう努めますので、お許しいただけますようお願い申し上げます。

なお、予定しておりました件は、また追って設定させていただきますので、よろしくお願ひします。

さらに、こうした会は、順次甲山町、世羅町と計画させていただくことにしておりますので、ご承知いただければと思います。

さて、少し論点は変わりますが、今回合併をせずに人口が1万人以下と、そういう自治体は窓口業務しかさせないなどと、愚劣にも威嚇に似た議論をうそぶく方が中央におられます。全く冗談ではないわけですが、多分この方は地域コミュニティーの崩壊した都市に暮らし、また自宅前の犬のふんでさえも役所に電話して清掃させるようなことをさせるのであろうというように思います。

このように、問題の本質を見誤ると大変なことになりますが、今日我が国は国民の愛国

心の希薄なことにいらだっているとも言われております。そもそも、愛国心は郷土を愛する心なしには生まれませんし、その愛しようとする行為も、広大な自治体にしてしまうと、どうしていいのか見当もつきませんが、1日で歩き回れる自分の生まれた土地を愛しなさいと言われてれば、何をしなければならぬかすぐ想像がつくところがございます。事実、地方では今でも集落ごとに道の草刈りをしたり、土手の草刈りをしております。ボランティアという言葉が出てくるはるか以前から公共の精神を無意識に身につけて、助け合って暮らしてきておるわけでございます。人間よりイノシシが多いというようにある政治家は悪く言う過疎地でございますが、他人を思える気持ちや道徳心、自立心が辛うじて残っているのもこの過疎地であるというふうには自負しております。その上に立って、町村の合併は足りないところを補い合って、新しい展望の開ける自治体を作ればいいのでありますし、合併によって新しい活力を生み出すべきと思いますが、いかがでしょうか。委員の方々の積極的な発言を期待して、開会のあいさつとします。

なお、申し遅れましたが、顧問の方におかれましては、公私ともご多用なところまでご臨席賜りましたことを厚く御礼申し上げます。なおご助言方お願い申し上げます、よろしく願いますところがございます。

以上、あいさつとします。

○山口事務局長 ありがとうございます。

それでは、規約第11条第2項により、会長が会議の議長となるとなっておりますので、以後の進行につきましては会長と交代をいたします。

○上本会長 それでは、規約の定めによりまして、これより会長が議長となり、議事を進めさせていただきます。

次第3の(1)会議録署名委員の指名について、世羅郡三町合併協議会会議運営規定第8条の会議録署名委員の指名を行いたいと思います。

会議録署名委員の指名は、まことに僭越ではございますが、順番で各町から1名その都度指名させていただくということで、本日第4回協議会の会議録署名委員は3町の学識経験者の方をお願いしたいと思います。甲山町鈴木委員、世羅町新井委員、世羅西町前迫委員の3名の方を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続いて、次第3の(2)の報告事項に移ります。

報告第9号の第1回新町名称候補選定小委員会について、小委員会からの報告をお願いします。

井上委員長。

○井上委員長 それでは、失礼します。

今、会長の命によりまして、小委員会の報告ということで報告をさせていただきます。

1枚といたしますか2ページです。ページナンバーからいくと1ページになると思うんですが、そこに小委員会の報告事項について列記をしております。朗読をもちまして報告にかえさせていただきます。

第1回新町名称候補選定小委員会についてということで、報告をいたします。

期日は、平成15年1月8日（水曜日）午後1時半より午後5時15分まで会議を開きました。

場所は、ご存じのように、尾三地域事務所世羅分庁舎2階会議室において行いました。

委員数、15名中全員の出席をいただきまして、15名ということであります。

審議内容であります。まず小委員会の委員長及び副委員長の選任について時間をとりました。その中で、今明記してありますように、委員長に私井上、副委員長に黒木委員、副委員長に同じく徳光委員、これはすべて2号委員であります。そういった体制を選任いたしました。

小委員会の協議の内容に入っていったわけですが、審議内容で運営方針についてということで非常に時間をとりました。そういったことで、まずご存じのように、小委員会はあくまでも決定機関ではなく、協議会で協議する内容の案を作成する場であることや、審議の経過及び結果については公開の場であるこの当協議会へ随時報告をすることとしているので、会議は公開しない、非公開の中で審議をするという体制を作りました。

そして、実際に審議内容に入っていったわけですが、新町の名称選定基準及び新町の名称応募要項の策定についてということで審議をいたしました。その中で、1枚めくっていただくと案として列記してあると思うんですが、選定基準の中で旧町名の取り扱いについてということで非常に全員の方からのご発言をいただきまして、意見を求め調整をしたわけですが、結果として継続審議という方向で、まだ新町名称選定基準についても詳細にわたっては何もまだ定かではございません。そういったことで、まだ途中経過でありまして、2月3日に第2回の小委員会の開催をするということを決めまして、午後5時15分に閉会をいたしました。そういったことで、今回の第1回の町名名称候補選定小委員会については、何もまだ定かではありません。そういった途中経過であります。

○上本会長 ただいま、委員長からご報告いただきました。このことにつきまして、委員

さんの中で何かご質問がございますでしょうか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 別にないようでしたら、第1回新町名称候補選定小委員会の報告についてはご確認いただいたということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 はい、ありがとうございます。

それでは続いて、報告第10号第1回新町の事務所の位置候補地選定小委員会について、小委員会からの報告をお願いいたします。

藤井委員長。

○藤井委員長 事務所の位置候補地選定小委員会を1月9日午後1時半から午後3時50分まで開催をいたしました。

場所は、尾三地域事務所世羅分庁舎2階の会議室でございます。

出席の状況ですが、15名中12名の出席で、3名の方が欠席でございました。

審議の内容ですが、小委員会の委員長及び副委員長を選任いたしました。委員長に不肖藤井忠孝、副委員長に永田英則さん、副委員長に前原春夫委員、以上でございます。

次に、小委員会の運営方針について各委員全員から意見を聴いたわけですが、公開にすべきだという意見もございましたが、最終的にはいろいろ協議の結果、小委員会は決定機関ではない、協議会で協議する内容の案を作成する場であること、審議の経過及び結果については公開の場である協議会へ随時報告することとしております。そのことから、会議は公開しないということに決定しました。

それから、新町の事務所の位置について、これもいろいろ意見が出ておりますが、事務局から現在の3町の役場の位置から500メートル範囲の状況を図面で説明を聞いております。今後具体的に審議していくためには、3町の役場の現状をしっかりと把握しておく必要があるということで、第2回小委員会において各町の役場庁舎を視察しようではないかということに決定いたしました。

次の委員会の開催日程でございますが、2月4日午前9時半、尾三地域事務所世羅分庁舎2階会議室で開催することに決して、解散したわけでございます。

以上、委員長報告を終わります。

○上本会長 ありがとうございます。

ただいま委員長からご報告がありましたことで、委員の皆様の中で何かご質問がございますでしょうか。

ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 別にないようでしたら、第1回新町の事務所の位置候補地選定小委員会の報告についてはご確認いただいたということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 はい、ありがとうございます。

続いて、次第第3（2）の協議事項に移ります。

協議第14号の町・字の区域及び名称の取扱いについては第3回協議会でご提案しておりますので、直ちに協議に入ります。

委員の皆様の中から、何かご意見ございますでしょうか。

井上委員。

○井上（忠）委員 字・区域名称の取り扱いについてですが、新町に引き継ぐということで異論はないわけなんです、世羅西町の中で我々議会の中で話したことなんです、今現在使われている大字の名称の中で、その地域の方々からまだ調整はしなくてはならないと思うんですが、旧といいますか、現在使ってる山中福田とか吉原とかという字名があるわけですが、その地域の方の意見なんです、山中福田の「山」を取ってほしいとか、吉原というのはもうわずかな地区であって、そこらの字名の名称を合併と同時に何とかならないだろうかというようなお話をいただいています。そういった中で、今現在使われています字名の継承といいますか、新町に引き継ぐということですから、町村合併が成立するまでに各町村の中でそういった調整することが可能なのか不可能なのかお聞きしてみたいと思います。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 井上委員のご質問についてご説明をさせていただきたいと思います。

現在使っている大字の名称について、山中福田の「山」を取ってほしいとか、そういった住民の声があるということについて、現在の旧町でそういったことができるのかどうかというご質問であろうかというふうにお聞きしたわけですが、これにつきましては、それぞれの町でそういった住民の方の世論が形成されて、中には山中福田という、こういう大字名でいいと言われる方もございますでしょうし、そういったところが非常に重要で

はないかなというふうに思ってます。といいますのが、かねてから住みなれた町の、そして大字の名称というものをそれぞれ親しみを持って使われている方、そして変えてほしいと言われる方、多分住民の方にはいろんなご意見がございますでしょうから、そういった点をやはり世論が一定程度形成される中で現旧町の中においてそういうことが形成されれば、世羅西町においてそういった山中福田の「山」を取っての大字を定められて、町長が議会の方へお諮りいただく中で進めていかれてはというふうに思ってます。

これは、やはりそこにお住まいになっておられる住民の方にとっても後々影響のあるところですから、先ほども申しましたが、住民の方の十分な世論が形成されることが望ましいのではないかとこのように思っております。

以上です。

○上本会長 井上委員、今の答弁でどうでしょうか。よろしいですか。

○井上（忠）委員 はい、よろしゅうございます。

○上本会長 ほかに、ご質問ございますか。

溝上委員。

○溝上委員 字の問題ですけれども、実は私も津田なんですけれども、これ上津田、下津田というのが、どうも上下というのがおかしいんじゃないかと思ひまして、ここに西上原とか東上原、あるいは西神崎、東神崎というのがございまして、やはり津田西とか津田東とかという呼び名もあってもいいんではかろうかというようなことで、今二、三の人にお聞きしたわけですが、津田と上津田、下津田という名称は、いわゆる鎌倉時代にいわゆる津田下村、津田上村というふうに言われておりまして、それが上津田、下津田というふうになったと。それで、上津田村、下津田村、長田村、敷名村が合併して津名村というふうになり、明治22年になったと聞いております。というようなことで、非常に歴史がある名前であって、なおかつ水の流れもやはり馬洗川の源流であります馬洗池を中心として、やはり上津田から下津田へ流れておるということで、上下については一応歴史的にも定着しており、異論はないということでもございました。

そういうようなことではありますけれども、やはり私も非常に勉強不足といいますか、失礼なことでもございますが、実は世羅西町の中に吉原という字があったということを知りませんでした。吉原というのは、豊栄とばかり思っておりました。また、この中というのも、いわゆる黒川にいわゆる中村振興区があるんだというふうに理解しておったわけでもございます。このようなことで、非常に字ということについては認識不足だったわけですが、字

の問題というのはこれから新町の建設計画を立てていく中で、やはり何らかの影響を及ぼすと思いますので、もしでき得れば、いわゆる字に住んでおられる世帯といいですか、人口といいですか、もしこの資料がございましたら、例えば世羅西の小国には何戸で何人、上津田には何戸で何人、あるいはさっき言いました吉原というところには、これは何戸家があって何人住んでおられるんだろうかという疑問がございますので、もし資料がございましたら説明していただきたいと思います。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 溝上委員のご質問に対してご説明を申し上げます。

大字単位の世帯、人口がどれだけおるかというご質問ですけども、これにつきまして世羅西町での中身でご質問があったということでお答えをいたしますと、山中福田が、これは平成14年12月31日現在ということでお聞きいただければと思います。山中福田が世帯が139で人口が430人、小国が554世帯の1,420人、黒川が266世帯の842人、中が24世帯で72人、吉原が10世帯の21人、上津田が196世帯の561人、下津田が222世帯の610人、長田が70世帯の199人、こういう形になっております。

以上です。

○溝上委員 ありがとうございます。このこと、もしできることなら、甲山町も世羅町もやはりこういう数字を資料としてこの委員会に出していただいておりますと、これから議論されるでありましょう地区の振興協議会の問題とか、あるいは公民館の問題とかという中での参考資料になるのではないかと思いますので、もしできましたら、そういう資料を委員会へ提示していただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 溝上委員のご意見のように、この委員会の中へお配りを、今すぐというのはあれなんです、ご用意させていただきたいと思います。これは、あくまでも先ほど言いました平成14年12月31日現在ということで作成をしておるものでございますので、そういったことをご確認いただければということで、よろしく申し上げます。

○溝上委員 よろしく願いいたします。

○上本会長 黒木委員。

○黒木(重)委員 黒木ですが、甲山のことについて私の考えをひとつ述べさせていただいて、いろいろ検討してもらえればと思うんですが。

私は、東の地区なんですけど、今東の地区というのは3字名、青近、赤屋、別迫というように3つの字名になっておるわけですが、その中でも別迫というところが集落が2集落といますか、播磨反田というところが1集落が別の集落になつとるわけですね。ですから、今小学校や、あるいは東の地区民運動会にしても、播磨反田というところの集落を1つにして競技なんかをしようとというような状況でありますけど、由緒ある別迫というのがかなり昔から分離されておるということは、私もよく知つとるんですけど、現状と今回こういう合併の時期に分離をするということではできないかどうか。郵便局の局番も同じような番号で行っているんですけど、本当を言えば、集落が完全に分かれとるということからすれば、今回そうしたことを検討されてもう一つ、その集落はどういう名前がええか、播反というんがええんかどこかわかりませんが、その地域の方々と協議をしていただいて分離をされた方が、集落扱いとすればいいんじゃないかというように私は考えるもんです。意見として、これからの扱いについて参考にしていただいて、是非できればそうしていただけた方がいいんじゃないかと思うわけです。

以上です。

○上本会長 黒木委員の意見につきましても、先ほど井上委員にお答えしておるように、いわゆるこの協議会の中で名前を変更するのは難しいようですが、各町とする中でいわゆる地元の方々の総意に基づいて行われることについては可能であるという見解であるようにございますので、またいろんな議論の場にしていただければと思います。

ほかにご意見ございますか。

田坂委員。

○田坂委員 濟いませぬ。甲山町の田坂です。資料のことなんですけども、今の字の地域の方が、甲山町なら大体わかるんですけども、ほかの地域の広さとか、どのあたりに位置するのかが現状に地図が余りありませんので、できれば区域で資料として地図がいただけたらと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○上本会長 事務局の方で準備させて、お配りさせていただきます。

ほかに。

新井委員。

○新井委員 世羅町の新井でございます。要望、意見ですけれども、世羅町も大変地番というのは難しく、入り組んどるところがございます。京丸地区へ堀越が入ってみたり、寺町がマックスバリューの方から池田の奥の方までが寺町番地とかというようなとてつもの

いような、昔で言う飛び田地ですか、飛び番地ですけど、それが青水の方へはたった2軒ほど井折地区とかというような地番がものすごい入り組みよったんです。そういうようなことでは、今後大変高齢者も多くなるので、救急車の配送時間を食うたり、また消防車の出動が大変にうろちょろするような事態が生まれてくるんじゃないかと思うわけです。

そこで、やはり3町合併のときにやはりその区域・地番をはっきりしといて、迅速なそういうような出動活動ができるような方向にさせていただくように、要望としてお願いしとく次第です。よろしくお願いします。

○上本会長 新井委員のご意見につきましても、先ほどと同じように、この協議会の中で変更というのは難しいようでございますんで、各町、世羅の町長さんも来ていらっしゃるんで、そのことは受けとめられてこれから地域の中で話し合いが進んでいけば可能であるということでございますんで、またお取り組みをいただきたく思いますが、それでよろしいでしょうか。

はい。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 別にないようでしたら、町・字の区域及び名称の取扱いということについてはご確認いただいたということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 はい。それでは、ご確認いただいたとします。

続いて、協議第15号の財産及び債務の取扱いについても第3回協議会でご提案しておりますので、直ちに協議に入ります。

委員の皆さんから何かご意見ございますでしょうか。

永田委員。

○永田委員 甲山の永田でございます。財産区についてでお尋ねしますが、世羅町の大字津口の財産を新町へ引き継ぐということでございますが、それぞれ昭和の合併当時からいろいろと各町におかれましても財産区を持つての合併をされておると思います。そういうようなところにおいても、各それぞれ世羅西におかれましても、甲山におきましても、いろいろの関係で整理をされとるとなると、他の地区へはないんかと思う、他の町へは。世羅町の場合は残つとるということで、何か残してこの新町へ引き継ぐというのは理由というんですか根拠、何かあるからこの津口の財産区を残していられるんか、その点について

お尋ねします。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 永田委員のご質問についてお答えをいたします。

この財産区と申しますのは、市町村の一部で財産を有し、公の施設を設けているもので、地方自治法上は特別地方公共団体に属するということになります。それで、この財産区を有しているのが世羅町の津口財産区があるということがこの3町の中ではあるわけですが、それぞれ土地とか基金を有しておるわけですが、財産区有財産は財産区有財産として新町に引き継ぐというもので、この財産区の形成にはいろいろこれまで経緯がございまして、今までこういった形で運営されているということを尊重して新町に引き継ぐという案で今回ご提案を申し入れたということでございます。基本的には、今の状況とは変わらない状態で新町に移行するというものではどうかという案でございますので、そういったことをご確認いただければというふうに思います。

以上です。

○上本会長 永田委員。

○永田委員 こうして合併して行っていくということは、非常にいろんなことで改革なりしていく上において事務の合理化等にもつながると思う。そういう面からすると、やはりそこらの整理はこの際必要じゃないかと思うんですが、再度お尋ねします。

○上本会長 町の方で答えられるか、財産区の代表者がいらっしゃいますが、どうでしょう。じゃあ、財産区の方をお願いいたします。

○藤井委員 多少財産区に関与しておりました関係で、私が得ております知識を多少紹介申し上げたいと思うんです。

これは、昭和の大合併のときに財産区法というのができまして、法律によって合併促進法の中でこの財産区法ができておるわけなんです。どういうことかと言いますと、各地域で財産を持っておる者が合併によって新しい町に吸収されると、その財産区を集落が持つておるものを取り上げるということになるわけで、それをそうしたんでは合併が進められないということから、財産区法というのができたわけなんです。いうなれば、日本全国ほとんど財産を残しておるところもある、残してないところもあるっていう。残してないのは、その集落で既に、山林がほとんどですが、分けておって処分してしまっておるわけです。それを処分しないで、その集落がその集落のものとして維持管理してきておったわけです。それを合併と同時に解消して、法的には財産区を作らなかつた場合には、すべて新

町の町有財産になるということに、それを歯どめをしておるのが財産区と認めて、法律によって認められておるわけで、したがっておっしゃるようなご意見ももつともな面もあるわけですが、新町の町長が管理者になり、それで、財産区議員をその集落から出して、その議会で運営していくと。新町の議会でもそれを認めていくというのが今の財産区法の中の形でございます、したがって財産区を認めないということになりますと、すぐさまその集落ではそれじゃあ合併はやめたと、極端に言えばそういうふうになる可能性が非常に強いということがあるわけで、そのために法律を作って財産区法という、その集落の財産として維持管理することを認めておるわけでございます。そういうことで、財産区というのはできておるということでございます。

○上本会長 財産区の方からその流れについて説明いただきまして、これをさらに踏み込んで、永田委員ご質疑ございますか、いいですか。

はい。

それでは、沖委員。

○沖委員 私、世羅町の沖でございます。委員の基本的な認識としてただしておきたいのは、1項目めのすべて新町に引き継ぐという、この文章をストレートにそのまま解釈してよろしいんかどうか。協議が進むにつれて出てこないとも限らない負債の部分で、1町だけ数億単位にのぼるというような場合もストレートにこれを解釈してやっていけばいいのか、この点が1点と、そしてその次から単年度決算、13年度ですか出ておりますが、これは町の行政の方向性において多い部分もあれば少ない部分もある。行政の規模に応じておおよそ似通ったものじゃないんかというふうな観測もできるわけですが、前回甲山町の委員さんから一部事務組合の負債はどうなんか、あるいは我々の世界で俗に言う隠れ借金はどうなるのか、そういうものが全く出てないように私は見受けてるんですが。

前回提案されたように、バランスシート、貸借対照表を提示することによって、殊にこのたびの委員会の委員さんというものは行政側でなく一般住民の方が多いで、これが複式によって公表されれば理解しやすい。こういう並列式の単式会計というのは本当に理解しにくいんで、是非そういったバランスシートの方向で公表していただきたい。そうすれば、私が懸念しとるような隠れ借金も表に出てくる、そういう方向でご検討願いたい。

インターネットをのぞきましても、自治体でバランスシートを作って公表しとるとこはあるんですね。総務庁の基準に基づいたもんで、きちっとやとる自治体もあるんで、是非そのようにやっていただきたいという要望です。

以上2点につきまして。

○上本会長 それでは、1点目について事務局長の方からお答えをさせていただきます。

○山口事務局長 沖委員のご質問にお答えをいたします。

1点目のすべて新町に引き継ぐということについて、ストレートにとっていいのかというご質問でございますけども、ストレートに新町に引き継ぐということでございます。といたしますのが、新町に引き継ぐまでにいろんなことがこれからあるのではないかとということもご意見の中であったと思いますが、その点につきましては、現在お示しをしておりますのが平成13年度末、あるいは平成14年度の当初の数値を計上しております。合併年月日はご確認いただきましたように、平成16年10月1日ということで合併をしていきます。それまでは各町でそれぞれ計画を持たれ、予算を立てられ、執行を当然されていくわけでございます。その中につきましても、もちろん基金の問題とかいろんな問題、予算編成に当たってのそれぞれの施策がございますでしょうから、ここにお示しをしております数値というのはあくまでも直近の公表数値ということでご確認をいただく資料ということでお示しをしているということで受けとめていただきたいと思います。ですから、合併をする平成16年10月1日までに約2年間ございますが、それについてはこの数値とは異なってくるということでございます。ですが、今出せる資料としては、これが3町の比較というんですか、調整内容としてご確認いただく資料とすれば最も直近の公表数値ということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○上本会長 ちょっと待ってください、まだ2点目がございますんで。

2点目につきましては、一応13年度の決算の資料はお手元に配付してあるわけですが、それ以後動きのあることについて、いわゆるオブザーバーのところでお答えできる範囲の中で随時そのことについてのお答えをさせていただきますんで、今しばらくお待ちください。

申しわけございません。一般的な一部事務組合のことについては事務局長の方からお答えをするそうです。

○山口事務局長 あわせてご説明申し上げればよかったですけど、一部事務組合については、一部事務組合の取り扱いについてという、この協議項目の中で協議をいただくということで現在調整をしておりますので、いましばらくお待ちをいただければと思います。ですから、一部事務組合の取り扱いのところでご意見いただいたような中身について出し

ていけるところについては出していくということで考えております。

○上本会長 はい、どうぞ。

○田原幹事長 先ほどありましたように、バランスシートの件でございますが、前回にも申し上げましたように、まだ自治省あるいは県を通してバランスシートの作成については指導を受けておるわけですが、まだ日が浅いので、3町それぞれ作成を試みているところもありますし、まだそこに行っていないという状況もありますので、それぞれ比較として公表できる段階ではないということはご了承をいただきたいと思います。

また、先ほど出ました3町の起債あるいは債務負担行為等につきましても、現在13年度決算をもってこういうふうを示させてもらっておりますが、事務局も申しましたように、一部事務組合においても起債等がございます。これらについても、その後で出る段階では、この席にも交渉しながら、それがどういうふう引き継がれていくかということは当然皆さんにご報告申す中でご決断いただくというふうになろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○上本会長 ほかにありませんか。

答弁なければいいです、ありますか。

○今田副幹事長 先ほど来、前回の委員会でもバランスシートの問題というのをご指摘をちょうだいしております。

確かに今、田原幹事長が申し上げましたように、各市町村とも全国の三千八百余の町村が今の地方財政状況調査、俗にいいます決算統計というもので一応各市町村の財政力なり行政水準を把握する統一的な基準で、これをもって一応我々の財政運営の評価をいたしております。

先ほど来言われているようなバランスシートの問題につきまして、例えば今回の合併の報告書の方へ財政状況なりをお示しをしております。特に今、3町ともいろいろ公債費の問題、公債費比率、それから経常収支比率とか、財政力指数とか少し専門的な用語なんですけども、やはりここらの数値を比較しながら3町とも行政の健全化に努めていこうという状況で、確かに今回お示しをしております13年度末の決算統計上から出てくる分野から、当然ながら借金の残高が増えてるという状況があり、また基金、預金の残高は減っているというふうに、1年においても若干硬直化をしているというふうに考えております。

それから、沖委員さんの方からご指摘がありました借金の問題、隠れた借金というものは、当然私、世羅西町としてはそういうものは有していないというふうに考えております

し、また隠れたもんがあつては困るというふうな認識で事務を進めております。

○金尾副幹事長 世羅町の金尾でございます。ご指摘ありました債務負担等でありますけれど、1件この調書に出てないものが世羅町の場合でございます。というのは、債務負担の期限がもう既に過ぎているといったことで、現在相手は農協になるわけですけど、農協と協議をしております。金額につきましては、3,960万円といった金額のものがございまして、このことにつきましては今現在農協と協議中であるということで報告をさせていただきたいと思ひます。

それと、1点訂正がございますので、よろしくお願ひします。

26ページの一番下の役場駐車場等敷地賃借料、これの年度が14年から17年になっておりますが、14年から15年まででございます。当然、役場の駐車場でありますので、それ以降がどうなるのかということになりますけど、これはまた継続するわけです。ですから、新たに契約の更新を行う中で、また何年かの債務負担が出てくる、あるいは合併等によりましてその必要がなくなるかもわかりませんが、そういうふうなところが敷地等についてはあろうかと思ひますので、ご承知をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○上本会長 沖委員。

○沖委員 バランスシート関係につきましては、前回甲山町助役からまだ未完成だというふうな報告はいただいとるんですが、私が申し上げてるのは、委員全員に理解しやすい、地域住民が一番理解しやすいもので出ささいということをお願いとるんで、行政側は今までのいろんな事業を行う都度コンサルへ依頼し、委託料を払ってやってきておるんだから、一番大事な住民の利益に関する部分だから、そういうふうな方向を是非とっていただきたいということをお願いとるんです。

それと、今の公の施設、債務はすべて新町に引き継ぐというのが基本的な認識になると、事務組合の負担率、いろんなものが出てきても、これが基本なら協議しても余り地域住民とはかけ離れた存在になるんで、そこらは絶対に基本的なものはすべて受け継ぐのか、そこらをただしとるんで、いま一度ご答弁願ひします。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 沖委員のご質問にお答をいたします。

地域住民にわかりやすいもので出すべきではないかということでご意見をいただき、この中身についてできるだけ委員の皆さんに理解をいただきたいということで、こういった

形で幹事会の方でも整理がされてきた中身でございます。ですから、これからの新町に引き継ぐ財産、公の施設及び債務はすべて新町に引き継ぐという、このことについては、先ほども言いましたが、ストレートに一応新町に引き継ぐということでご理解をいただければと思います。ただ、その中身に、もちろん組合の負担金とか、そういったことも当然ございますでしょうが、そういったところについては先ほど言いました一部事務組合の取り扱いの中で一定のものも示されるとことについては示せるとは思いますが、内容的には3町の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新町に引き継ぐということであるということで、よろしくお願いをしたいと思えます。

○上本会長 ちょっと待ってください。

いわゆる資料をもう少しわかりやすいものということのご意見があるわけですが、そのことに対して対応できる状況がございますか、これ以上さらに。これ以上の資料は無理だというならばはっきり言って、この範囲の中でご議論いただかにはいけません、いかがですか。

ちょっと待ってください。

じゃあ、田原幹事長の方から、幹事会の方でお答えさせていただきます。

○田原幹事長 ただいまのこの財産について、もっとわかりやすくというふうなご意見なんですけれども、幹事会等でもいろいろ検討をしてみましたけれども、やはり3町を比較するというになると、こういうふうに項目ごとに面積等を表示しながらやってみるわけなんですけれども、これを金額に直すと、いわゆるバランスシートなんかは金額に直してというのがございますけれども、そこは、先ほど言いましたように、まだそこまで3町とも足並みがそろってないということなんです。が、やはりこういった項目ごとの面積等、あるいは形等で表現をできるだけ、ご質問をそれぞれの項目でいただく中で、よりご理解を深めていただくということがいいのではないかとということで、幹事会の方ではこの資料を本協議会で提出していただくようにまとまっていたところがございます。

○上本会長 ちょっとお待ちください。

今幹事会の方で、一応前回お渡ししておる決算資料を基本的に、このことをたたき台としてのご質疑があることについては踏み込んでのお答えはさせていただくというのが基本姿勢だろうと思えます。さらに、これをかみ砕いて詳しくということについての作業ができるかどうかについては少し難しいという判断だと思えますので、この前回示しておる内容につきましてさらに踏み込んだことになれば、その都度お答えさせていただくとい

うことで、沖委員、よろしいでしょうか。いいですか、それで。

○沖委員 よろしいです。

○上本会長 はい。

それでは、続いてご質疑を賜ります。

○檜谷委員 甲山の檜谷です。

○上本会長 はい。

○檜谷委員 先ほどから、沖委員の質問は、包括的には非常にわかりにくいという資料の中でこれは一つの例だろうと思うんですが、23ページの中に国保の高額貸付基金というのがあります。甲山が300万円、世羅西町が200万円、それから世羅町がございませぬ。これは、今日はたまたま後の方に国保の資料がついていますが、社会福祉協議会の方で取り扱うというふうになっています。やはりこういった部分が非常にわかりにくい資料になっているんだと思うんです。これ、必ず世羅町もあるはずなのに金額として表示されてない。これは、社会福祉協議会の方で取り扱うということで、この資料には載ってないという一つの例だろうと思うんです。私が今気づいたのはここだけの点ですけど、この基金あるいは財産の中にこういったものが非常にあるのではないかという、非常に委員の不安があるのではないかと思うんです。私は、この一つの例を挙げてもそういった不安がある、非常に住民の視点に立った資料でないと思うんです。その辺をはっきりして、わかりやすい、理解できる資料に、我々ももちろん勉強していかなければなりません、その項目で理解できるような資料にしていきたいというのをお願いをしてるわけです。よろしくお願ひします。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 檜谷委員のご意見にお答えをします。

わかりやすい今後資料をお願いしますということでございます。

先ほど幹事長の甲山町の田原助役がお答えをされましたように、この資料につきましてはできるだけわかりやすく皆さんに協議をいただく資料ということで、幹事会等でも十分議論をされてきて皆さんにお出しをしてるという経過がございます。ここに出しておりますのは、あくまでも決算統計で公表している数値で、各町がそれぞれ住民の方に公表してる数値を基本に置きながらすべて掲載をしているということで、まず1点目をご確認、ご理解いただければということをお願いしたいと思います。

先ほど、中にありました国保高額資金貸付基金、これについては檜谷委員の言われると

おりでございまして、社会福祉協議会の方であるというのは、今日の提案の方の中身をごらんいただいて、そういったご理解をいただいたということでございますけれども、これらすべての基金なり債務については、一応この形の中で決算なり、先ほど言いました予算、これに基づいた公表されているものを直近の数値ですべて明らかにしていくという基本姿勢の中でこの資料はお出ししているということをご理解いただきたいと思います。今後のあらゆる協議項目がございしますが、これにつきましても住民の方に大きな影響のある項目、内容等については、できる限りわかりやすく理解いただけるものでお出ししていただくということでは考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○上本会長 それいつまでに出せますか。

この中で……。

○檜谷委員 この提案内容というのは、やはり実務者レベルでかなり論議をして提案をされるんだろうと思うんです。そのときに、実務者というのは非常に我々からするとプロですから、非常によくご存じの方がこの提案をされるわけです。そうすると、その方の常識と我々の常識というのはやはりずれがあると思うんですね。その辺が非常にわかりにくいデータが出てくるんだろうと思うんです。実務者レベルでは当たり前のことが我々では非常にわかりにくいところになってくるんだろうと思うんですね。ですから、やっぱり一般住民の方に理解できるデータにできるだけしてほしいんですね。その辺が非常にわかりにくいデータと数字を並べられると理解ができないというところに不信感が出てくるんじゃないかと思うんです。その辺を重ねて要望しておきたいと思います。

○上本会長 ご指摘のことは、この23ページの各数値につきましても、これは13年度末の決算ということで、現実的にはもう14年度の事業が完了に向かってございますので、いわゆる14年度の推計はできますが、決算としていわゆる固まった資料として出される中で、少しこの数字とはかなりかけ離れたものが現実的に動いておるということはございます。その調整がなかなか、いわゆる推計をもって議論していただくのも難しいという中で、一応確定しておる決算資料を提示してございます。そのことについて個々において現状でどの程度見込めるのかということについては、幹事の方でしっかり答弁はできると思いますので、以後におきまして個々においてご指摘いただければお答えさせていただきます。

ほかに。

溝上委員。

○溝上委員 これ同じ質問なんですけども、いわゆる3町の所有する財産、公の施設、債務はすべて新町に引き継ぐと、これが一つのひな形といたしますか、モデルであって、いわゆる世羅郡3町がそれぞれ抱えとる課題があると思うんですよ、それぞれの町において。そのことをほっといてもうすべて同じですよと、これはなかなか住民に説明つかない。この今日の財政の問題については、恐らく傍聴者の方おられますけども、新町の名称、あるいは事務所の位置、場合によってはそれ以上の関心のあることだと思うんです、非常に。そして、住民の方も非常に勉強しておられる。その中であいまいな資料といたしますか、わかりにくい資料では説明つかない部分がある。それぞれの町の課題、これこの協議会でどこまで踏み込んでいかかわりませんが、一つの例を挙げますと、私は国営開発にずっと最初からかかわっております。入植しております。この国営開発の問題というのは、これはさっき言いましたダムの一部事務組合、あるいは残地の問題、ここらもあると思いますけども、いわゆる国営開発の問題というのは残地の問題、あるいは農園の問題、こういう問題は各町それぞれ抱えておりますし、このことははっきりした資料は今ございませんけども、いわゆる今から25年、30年近うなりますか、48年でしたか、いわゆる国営開発が採択されるとき要件の中で、ここは5町でやったんです。世羅郡3町、久井、大和町。それで、それぞれの町において責任を持ちますと、このことを約束して国営開発取り組んでおるんです。したがって、私はそのときに用地買収に役場の職員の方と一緒に行きました。そのときに、用地買収の条件として何が一番大事だったかという、売れる土地というのが一番大事でした。売ることができる、簡単に売れることができるということです。そのことを目標において、いわゆる開発用地から子供が歩いて学校へ通学できる、あるいは県道へ面しておる、あるいは接しておる。造成効率が非常にいい、そして面積が異常に広くなならない、要するに売りやすい。こういうことを目標に用地買収した覚えがあります。そして今回、それから30年近くたって非常に大きな問題、課題として残っております、このことが。この協議会でそこまで踏み込めるかどうかという問題は別として、いわゆるその残地については、各町で処分しますということで、今回公社がもうこれもご存知のように解散といたしますか、なくなるんで、当時公社が買い集めた土地といたしますか、立てかえ払いしとるのを各町へ買い取れと、こういう問題になっておるんです。久井町、大和町それぞれ自分自前のとこで処理したわけです。世羅西も骨を折っております、甲山町も骨折っています、世羅町も骨折つとると思います。

ただ、合併は1年半先です。あるいは、農園問題として非常に経営の苦しい農園がいっぱいある。この入植者が負債をよう払わんと、経営成り立たんと、そうなったときには行政はかわって払いますという約束もしておるわけです。ここで農園の名前挙げてもいいかと、皆さんご存じですから挙げてみたと思いますけども、つくし農園の例をとりますと、これ民事再生で何とか自分たちでやっていこうと、手を上げたわけですけども、これは行政によってつぶされたんです、民事再生そぐわないと。こういう個々の問題を置いといて、すべてその負債を新町に持ち込むのかどうか。果たして、新町でそれがそういうことをして、各町の住民の理解が得られるのかどうか。これにあわせて次の農業公園、あるいはワイナリー、あるいは第三セクの問題、これはこれからの財政を議論する中で、あるいは新町計画を議論する中で避けては通れない問題なんです。やはり、この財政を協議する中で、確認しておかにならん問題は、いわゆる持ち込める債権、負債、これ1年半以内で各町で処理しとかなきゃならないもの、この仕分けは必要だと思うんです。

恐らく、このことを皆さん聞かれとるんじゃないかと思うんですが、これを協議会で果たして取り上げていい問題かどうかは別として、やはりそういう仕分けをされたものを、この取り扱いの中へ出してくださいと。このことは、前回私申し上げました。合併までに処理するもの、継続的にやるもの、合併後に3町で協議してやるもの、これを示すことが住民にわかりやすく説明するということになると思うんですが、いかがなんでしょうか。

○上本会長 基本的に国営開発の例を挙げて財政の絡みの中でご質問をいただいたわけですが、いわゆる国営開発に係る残地の問題は、確かに3町ともその問題を抱えておる。そのことについては、もう現在取り組んで、いわゆる平成15年度中に各町の努力によってそれは解消をしておこうというのが基本合意だというように私は今認識して各町においては15年度の予算編成の中でそのことは取り組まれておると思いますが、問題として残るのはやはり生きておるいろんなその団地には確かに問題もありますし、それは当然合併後も引き続く問題だというように思います。

また、いろんな各町の長期計画の事業もございますが、そのことにつきましては新町に移行する後においてかなり大きな負担につきましては、いわゆる幹事会等々の中でしっかりその事業を出し合いながら、幹事会などで財政推計を照らし合わせて、その事業の確認をしておる状況もあるわけですが、今現状のすべてをどっから出せと言われても難しい問題もあります。個々においてのことについてご質問いただければ、具体的にはお答えすると思うんですが、非常に総論的に今ご質問いただいたので、あらゆる場合を想定しながら幹

事会の方でそこら辺の調整は常に図ってきておるといことはお答えさせてよかろうと思いますが、この程度のお答えではご納得いただけませんか。

○溝上委員 これは、問題点を先送りしないというスタンスが必要なんです。というのは、この農園問題にしても同じですけども、これはすべて行政主導で行ってきたことなんです。当初、私もこの農園にかかわっておりますんで、いわゆる抵当施工といいまして、この国営開発の当初。農協と経済連へすべての権利を渡したわけです、事業については。担保として資金を提供しなさいと。そして、指導は行政、農協、普及所、この3者でやっていきますという形で毎年毎年決算書を行政へ示しながら指導を仰いでやってきた結果なんです。単年度で黒字になった、これも二十何年になりますけども、黒字になった年があるのかといたら、2回ほどあります、2回ほど。それまでずっと赤字なんです。これは企業体としてなっていないんですよね。要は、行政が問題を先送りしてきたというのに大きなツケが今回来とるわけです。農家の自主性を奪ったということもあります。

やはり、その数字を明らかにして、問題点を明らかにして、そして協議会へ説明する。協議会へ説明するという事は、町民住民へ説明するという事ですから、この前の講演会でもありましたように、将来のビジョン、構想を地域の皆さんと共有しながら、これなら将来子孫の代までやっていけるという同意のもとに行くと、この合併で一番大切なことが書いてあるんですよ。講演受けたわけですよ。そして、特に住民代表の皆様には、行政に関心というか、疑問を持ってほしいと。このように講習を受けたんです、この前我々は第2回目です。だとすると、それにやはりわかりやすく答えるというのがいわゆる幹事会なり行政の責任です。それによって初めて合併がうまくいくんであって、こんなあいまいなことで先送りしたんじゃ合併して、ああそうですかというわけにいかんでしょう。理解が得られますか、それで。ですから、これまで皆さん、ほかの委員さんがおっしゃったように、わかりやすい資料で、皆さんにわかるように、問題点は問題点として合併によって負債の処理というのはこれどの企業でも行うことですから、方法とすりゃその方法もあるでしょうよ。けども、わかりやすく説明するという、この姿勢がないといけないと思うんで、改めてそのことをお聞きします。

○上本会長 ちょっとお待ちくださいね。

ここで一応15分ぐらい休憩をさせていただきますんで、ひとつよろしく願いいたします。

午後 2時50分休憩

午後 3時 5分再開

○上本会長 休憩を解いて協議に入ります。

かなり皆さん方もこのことについてのご意見等もあるように見受けております。そういう中で、本日のいわゆる時間が少し厳しくなっておる状況もございますので、基本的に私の一つの思いなんです、本日は確認はこの協議についてはさせていただくんですが、次回へさらに持ち込みまして中身につきまして皆さん方のご理解を賜るようなこともしてみたいと。というのは、本日世羅町の方で少し商工会の方の会合がございますので、5時半以降この会を進めることが非常に難しい状況もございますので、その点の皆さん方のご理解がいただけますでしょうか。できれば、あとお一方ぐらい一応お伺いをする時間を持たしていただいて、次回へこのことのご協議をさせていただきたいように思うわけですが、委員の皆さん方いかがでしょうか。

○上本会長 よろしいですか。そういうことで。

○溝上委員 ですから、この新町にすべてを引き継ぐという件を保留ということですか。

○上本会長 そういうことです。継続にさしていただきたい。

○井口委員 継続審議ということですね。

それに関連した質問でございますが、例えば一部事務組合の負担金というのは債務に取り入れられているのでしょうか、入れないのでしょうか。例えば、中央病院の負担金が、例えば24億円ですか、12年間にわたっての負担金ですね。それから、簡易水道の…

○上本会長 お答えさせていただきます。

○井口委員 そういうふうな負担金も相当あると思うんですが、それがこれを見ますとそれに入ってないと債務の中へですね。その辺の取り扱いはいかがなさっているのでしょうか。債務として見なさないのか、見なしておるのか。

○上本会長 お答えをさせていただきますが、今確認させていただくのは、これを継続にさせていただくということの確認をさせていただいております。

○井口委員 負担金でございますが、その確認というのは、そういう負担金を債務として見なされるのか、見なされないのかという点もあわせてお聞きしたいと思ひまして。それもあわせて次回でしたら結構です。

○上本会長 それはすぐ答えられるじゃろう。

○山口事務局長 お答えします。

一部事務組合等の負担金ですが、これは各関係町においてはその単年度での負担金として処理させていただきますので、債務負担行為等には上がっておりません。

○井口委員 その件についてですが、住民我々と認識が違うところですね。例えば、12年間にわたってそういう手形を切つとるわけですから、病院等の建設ですね。それは負債になろうかと思うんですが、それが単年度だけしかないというのはいかがなものかと思えますけど。

○上本会長 ですから、各一部事務組合のいわゆる各町の負担金を将来にわたっての数値を示すようにというご意見でしょうか。

資料としてはお示しできるということでございますので、出させていただきます。

○井口委員 わかりました。

○上本会長 それでは、再度確認させていただきますが、この議第15号について継続でやらしていただくということで、本日はあと1件、お一方のみということで、ひとつご理解いただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

そのときに、溝上委員続いてという気持ちもあるんですが、もし……。

○溝上委員 いや、それでよろしゅうございますが、やはり国営問題というのは、これは各町それぞれの問題があると思うんですが、全体の問題でありますので、やはり残地の取り扱いについての資料もできれば示していただきたいと思うんですが……。

○上本会長 国営開発の未開地の残地ということですか。

○溝上委員 はい。

○上本会長 わかりました。そのことについても資料を出させていただきます。

それでは、もう一方だけ、ほかのだれか新たに。

はい、永田委員さん。

○永田委員 永田です。資料をこれから提出していただくんですけども、新しいいわゆるこの決算はこの資料じゃ13年度の決算で報告されとるわけですが、かなり13年度、14年度の決算ができとらんので報告はできないと思いますが、新しく例えば世羅の三セクの世羅グリーンパークですか、それなんか資本金1,500万円でもうやられとる、スタートされとる、11月にスタートされとるという中の51%は世羅町さんが出資されとる。そういう新しいことについてもやはりこの13年度以外でもやはりそれぞれ動いている問題があるんで、新しいデータがわしゃ必要じゃないか。この協議会が始まる前にも問題があって、そういうような問題はやはりここらで新しいデータを出していただきたい

と思いますが、いかがでしょうか。

○上本会長 世羅の町長どうですか。

関連ですか。

○横山委員 世羅西町の横山でございますが、先ほどから聞いておりますと、非常に行政といたしましても資料を出すのが非常に難しいように見受けられます。ここへ資料として出されております13年度の決算がベースになっておるわけですが、ただいま先ほどご質問ございましたように、13年度をベースとして14年度どういうふうに事業が進んでおるか。で、さらに15年度の計画はどういうふうに進展をしていく計画を立てられるのか。ここらが一番問題になってくると思うんです。13年度はもうできたものをここへ出してあるんですからね。ですから、そういったものを逐一出すということではなくして、大きな問題点、14年度の事業でしたら、大きい事業、特に重要な事業を皆さんに披瀝して、この13年度の数値がこういうふうに変わっていきますよと、さらに15年度の計画においてはこういうふうに展開していきますという説明をされないと、ここにおられる委員さん、議会の議員さんを除いても皆素人でございます。ですから、そこらを踏まえてひとつ説明のできるように次回ではしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○上本会長 それでは、今お二方からご意見をいただいたわけですが、いわゆる14年度の財政推計の見込みを持ちながら、15年度の予算の編成期に入るとるところで、そこら辺の中で動きとしての中、逐一各町の幹事、いわゆる助役の方から次の機会にそのことのご報告をいただきながら、あわせて財産の状況等のご議論を……。

今、事務方はいわゆる予算の内容はあくまでも議会で議論いただく問題である。その全体として状況を出していくのが非常に難しい時期にあるというのが事務方の判断である。

○横山委員 13年度の決算は出せるけども、14年度の決算は出せんというのは、これはわかる。理解しております。じゃけど、15年度の予算で主要事業を示してほしい。14年度の見込みを放り込んで15年度の予算は提出しておりますよということによって、今出されとる13年度決算の金額の動向が14年度の予算の中である程度はわかる。予算なら提供できると思うのですがいかがですか。

○上本会長 はい、わかりました。

ちょっと手間取りまして申しわけございません。14年度の決算の推計は、ある時期には事務方で公表できるだろうかということで、それをもとにまたいろんな会の中で全体で

ご議論を進めていただくということで、ひとつ皆さん方のご理解をいただきたいと思えます。

それでは まことに申しわけございませんが、この議第15号につきましては、継続の協議というようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続いて、協議第16号の町の慣行の取り扱いについても第3回協議会で提案しておりますので、直ちに協議に入ります。

委員の皆さんから何かご意見ございますでしょうか。

ご意見はありませんか。

はい、永田委員。

○永田委員 35ページで宣言であります、3町それぞれ宣言をされておることわかりますが、それ以外、例えば暴力追放について、宣言をされとるんじゃないかと思うんですが、それはどうでしょうか。暴力追放の大会も開かれて、それで宣言を、そのようなのはこれは別に関係ないんか。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 お答えします。

ここにある宣言は、町として宣言したもの、あるいは町として条例化したもの等が上がるのであって、ただいまのご意見の暴力追放の場合は町民会議等で宣言を行っているんですが、そういった違いでここには上げておりません。

○上本会長 はい、永田委員。

○永田委員 説明はわかりますが、町民の意思統一をしたもので宣言しとるんじゃないかと思う。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 意思統一はされておりますけども、あくまでも先ほど言いましたように、ここで扱う3町のものにつきましては、町として、あるいは議会として統一、いわゆる決定されたものを上げております。ご理解いただきたいと思えます。

○上本会長 かみ合わないようですが、よろしいでしょうか。

ご理解いただきたいと思えます。

ほかにご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、町の慣行の取り扱いについては、ご確認いただいたという

ことよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 はい、ありがとうございます。

続いて、協議第17号広報広聴関係事業の取扱いについても第3回協議会で提案しておりますので、直ちに協議に入ります。

委員の皆さんから何かご意見ございますでしょうか。

はい、永田委員。

○永田委員 35ページの中で、それぞれの広報等、町外への配布先について従来どおり情報を提供していく。それは各町でどの程度あるか。また、あわせて町広報の配布方法の中で、月番を通じて、振興区なりそれぞれ町によって違いますが、未加入者へは個人それぞれ世帯へ直送されとるという、それぞれの町で幾らあるんか、示してほしい。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 甲山町の場合、これはっきりした数字ではございませんけれども、未加入者については、今約250ぐらい、また町外といいますのはある行政関係機関、また甲山町で申しますと、小林さんなんかは町へかかわりがあるということで送らせてもらってますが、こういったのが30前後あるんじゃないかというふうに思っております。

○上本会長 永田委員。

○永田委員 ちょっと小さいようなことですが、そりゃ未加入者を直送ということですが、そういうことが数字は出されて、未加入者を把握されとるけえ、提案されとんだがね。じゃけえ、数字をそれぞれの町で出されんことはないと思うんです、その点はどうでしょうか。

あくまでも提案されるんだったら、数字もちゃんとしたものがあってこそ、未加入者直送という数字があるから把握されとるから、提案されとる。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 永田委員のご質問にお答えいたします。

数字について今直ちにちょっとここに持ち合わせておりませんので、照会をして報告をさせていただくということで、ご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○上本会長 ほかにご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、先ほどの数値については、次の会に報告させていただきます。

ますが、ここでは別にないようでございますので広報広聴関係事業の取り扱いについては、ご確認ということをさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 はい、ありがとうございました。

それでは、続いて協議第18号第5回世羅郡三町合併協議会の日程について事務局より説明申し上げます。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料の39ページでございます。

協議第18号第5回世羅郡三町合併協議会の日程について。

第5回世羅郡三町合併協議会の日程について提案する。平成15年1月29日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

第5回世羅郡三町合併協議会の日程について。

第5回世羅郡三町合併協議会は、次のとおり開催する。

日時、平成15年2月26日水曜日、午後1時30分。場所、甲山町保健福祉センター。

以上でございます。

○上本会長 以上が協議第18号の説明でございますが、このことについてご質問いただきます。

ただ、場所につきましては、前回の場所と今回、第5回の場所は甲山町では異なっておるということをお間違えのないようにご確認いただきたいと思います。

ご質問ございますか。

日程等についてよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ご意見がないようでございますので、次回の合併協議会の日程、協議第18号については、ご確認いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

続いて、次第第3の(4)の提案事項に移ります。

提案事項は、本日は提案内容の説明と質疑のみを行い、協議、決定は次回の協議会で行っていただくこととなります。

それでは、協議第19号国民健康保険事業の取扱いについて、事務局より説明いたしま

す。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料で行きますと40ページをお開きください。

協議第19号国民健康保険事業の取扱いについて。

国民健康保険事業の取扱いについて提案する。平成15年1月29日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

国民健康保険事業の取扱いについて。

1、国民健康保険税の税率については、合併年度は3町の取り扱いを承継し、医療費の動向等を十分考慮して合併翌年度から統一する。

2、賦課限度額、軽減割合、賦課期日及び納期については、3町に相違がないため、現行どおり新町に引き継ぐ。

3、療養給付費一部負担金、葬祭費及び出産育児一時金については3町に相違がないため、現行どおり新町に引き継ぐ。

4、高額療養費支払資金貸付業務については、甲山町及び世羅西町の例により実施する。

5、人間ドッグ補助金については、世羅西町の例による。

6、被保険者証の有効期間は1年間とする。

7、滞納世帯の被保険者証の取り扱いについては、世羅西町の例による。

8、国民健康保険運営協議会については、新町において新たに設置する。という提案内容でございます。

資料で行きますと、41ページ、42ページに保険税賦課関係の調整内容を掲載しております。

資料41ページの国民健康保険税の税率については、平成14年度の状況であります。保険税につきましては、3町とも地方税法第704条の4の規定に基づき、4方式の所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割により賦課をしています。

賦課の内容には、2種類ございまして、基礎賦課額と介護納付金賦課額がございまして。基礎賦課額は国民健康保険の被保険者が使う医療費に充てるもので、介護納付金賦課額は国民健康保険被保険者のうち、40歳から64歳までの方、つまり介護保険の2号被保険者に該当する方に介護保険納付分として賦課するものであります。これは、国民健康保険が社会保険診療報酬支払基金へ納める介護納付金に充てるものとして賦課するものであ

り、医療費に使うものではありません。ごらんいただきますように、3町の税率に相違がございます。これは保険税率を定める場合の仕組みが医療費の支払い等に必要となる歳出総額から国や県などから入ってくる負担金、補助金などの算入を差し引いた不足額を保険税で負担していただくことになっており、国民健康保険税が目的税でありますので、各町でそれぞれ税率を定めております。したがって、国民健康保険税の税率については、合併年度は3町の取り扱いを承継し、医療費の動向などを十分考慮して合併翌年度から統一するという案でございます。

賦課限度額、軽減割合、賦課期日、そして資料の42ページにあります納期については、ごらんいただいたとおり3町に相違はございませんので、現行どおり新町に引き継ぐという案でございます。

続いて、資料の43ページは保険給付、助成関係の調整内容であります。

療養給付費一部負担金については、ごらんのとおり3町とも国民健康保険法に基づく負担割で相違がないため、現行どおり新町に引き継ぐという案でございます。

葬祭費及び出産一時金につきましては、それぞれの保険者で定め、給付することとなっておりますが、ごらんのとおり3町相違はございませんので、現行どおり新町に引き継ぐという案でございます。

高額療養費支払資金貸付業務については、財産、債務の取り扱いの中にもございましたが、国保高額資金貸付基金に基づき、甲山町と世羅西町において実施しておりますが、世羅町は社会福祉協議会の貸付事業で対応されており、3町に相違があるため高額療養費支払資金貸付業務については、甲山町及び世羅西町の例により実施するという案でございます。

なお、高額療養費と申しますのは、被保険者の方が支払われる一部負担金が法で定められた一定額以上を負担した場合、この超えた部分を給付するというもので、この高額療養費支払資金の貸付対象もこの範囲ということでもあります。

人間ドック補助金については、被保険者の方を対象に3町実施がされております。甲山町と世羅町は、受検料のうち費用の3分の2、そこにあります100円未満切り捨てという同じ内容で補助しておりますが、世羅西町の補助内容は、受検料のうち8割となっております。相違があるため、補助内容の高い世羅西町の例によるという案でございます。

続いて、資料44ページ、45ページは、滞納対策関係の調整内容でございます。被保険者証の有効期間は現在3町とも2年間となっておりますが、先ほど説明しましたよう

に、保険税は目的税であることから、保険税の滞納が増えれば国民健康保険事業の運営自体が困難となり、また税の公平性の観点からもできる限り保険税を被保険者の方に完納いただくことが国民健康保険事業では特に重要であることから、滞納対策の実効性を高めるため、被保険者の有効期間は1年間とする案でございます。

滞納世帯の被保険者証の取り扱いについては、資料45ページの根拠規定にありますように、3町それぞれ要綱を定め、滞納者対策のため滞納世帯に対し、短期保険者証の交付や資格証明書の交付、そして保険給付の一時差しとめができるようになっております。

45ページにあります短期被保険者証の交付については、有効期限が甲山町、世羅西町が6カ月、世羅町が3カ月と違いがございます。資格証明書の交付では対象者や有効期限については、世羅町、世羅西町が同じで甲山町が対象者については、納付相談に応じようとする世帯などとなっており、有効期限は被保険者証の更新日ということで違いがございます。滞納額を一定程度納税されれば、短期被保険者証を交付する基準について甲山町と世羅西町は同じ基準となっておりますが、世羅町は滞納額が3分の1以上減少した場合となっており、3町に相違がございます。保険給付の一時差しとめについては、3町相違がございませんが、滞納世帯の被保険者証の取り扱いについて、このように3町相違がございますので、調整内容としては滞納対策としてより有効なことなどから世羅西町の例によるという案でございます。

なお、参考に各町の平成13年度における資格証明書と短期保険者証の交付件数を掲載をしております。

それと46ページでございますけども、これは国民健康保険運営協議会という附属機関関係でございます。これは国民健康保険法施行令第3条に基づいて、各保険者、つまり各町でそれぞれ設置をするということが法的に義務づけられております。

ごらんのように、国民健康保険運営協議会は被保険者代表3名、保険医・薬剤師代表3名、公益代表3名ということで、それぞれ3町でございます。これについては右にありますように、国民健康保険運営協議会については新町において新たに設置するという内容としております。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第19号の説明であります。

何かご質問がありますか。

はい、黒木委員。

○黒木（武）委員 甲山町の黒木武彦でございます。保険税の税率について、これをちょっと見てみますと、甲山町と世羅町、41ページです。甲山町と世羅町、所得割は世羅町が高いが資産割は甲山が高い、被保険者の均等割は甲山が高いが、平等割は世羅が高いと。こういういろいろあるわけです。世羅西町を見てみますと、率、所得割、資産割、こう全部低いわけですね。それで、ここの税率については医療費との関係云々というのはご説明ございましたが、それでは現状が、1人当たりの診療費を見ると、甲山は41万8,482円、世羅町は43万4,514円、世羅西が42万7,797円と、こういうふうになって、世羅、世羅西が甲山に比べますと世羅町が1万6,000円余り、世羅西は9,300円余り高いと、こういうことになっておるんですが、今後の取り扱いについて合併年度は年度中途ですから、これで当然だろうと思うんですが、医療費の動向等を十分考慮して合併翌年度から統一すると。これはどのように統一なさろうとするのかということが1つ。

それから、介護保険金の賦課金見ますと、これは率、額とも甲山が一番高いわけですが、でも、これも含めて合併翌年度から統一するというお考えなんだろうが、どれへあわせるのかということ。と申しますのは、先ほど人間ドッグの補助金がございました。甲山町、世羅町に比べて世羅西が甲山、世羅が3分の2ですから、世羅西80%、ですから、これは給付を受ける者にとっては、結構に見えるわけなんです。しかし、今後こういうふうなものを決めていく場合に、要するに受益者に有利になるようにと、こういうふうに決めて負担については、できるだけ安く、給付は高くというようなことが一番住民にとってはいいわけですが、それをずうっとやっていると、また先が思いやられるということがありますので、こういうふうには保険税については、こういうふうに決めていく。給付についてはこういうように決めていくと、今回はこの提案ですけれども、今後後に、例えばいろんな今度は税金の問題また別のときにありましようが、そういうふうなものを含めて1つずつ項目でやっていると、何か、あるいはもう決まってしまうと、次はこうでいくのもいかなんか。ですから、こういうふうなことについては新町としては基本的にはどのように考えて、住民サービスに重点を置いて3町の一番有利な方法を、住民にとって有利な方法をとるというふうなお気持ちなのか、あるいは、いやそうは言っても、これからはやっぱり住民にもきちんと心構えしていただかなきゃいけないんじゃないかということもあらうと思いますので、そこらのことを含めてお尋ねいたしたいと思います。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 ただいまのご質問の件でございますが、先ほど税率等の違いについてもるあつたんですが、これは当然療養費をもとに算定しとるということなんですが、内容に相違があつたといったことにつきましても、それぞれ各町、その世帯あるいは家族構成等、またそれらの所得あるいは資産等の全体の平均値の違い等、違いはあると思いますが、このほかにもいろんな国等から流れる調整金等の違いもあるということでございますので、これについてはその検討を担当部会がやっております。今日は担当部会長にも来ていただいておりますので、そういった点の違いと、また今後の調整方法についても部会長の方から答えていただきたいというふうに思います。

○上本会長 栗原部会長。

○栗原福祉生活環境部会長 福祉生活環境部会長の栗原でございますが、世羅西町の健康福祉課長を拝命しております。

先ほどご質問にありました保険税率の問題でございますが、どのように統一するのかということでございますが、その前段におきまして若干ご質疑を越えることになるかもわかりませんが、若干のお話をさしていただきたいと思ひます。

本来、国民健康保険の運営につきましては、一般被保険者及び老人保健の拠出金がございますが、これの4割を国が負担をしましょうという前提がございます。それに1割相当の調整交付金を充てましょうというのを現実には国が50%充てましょうというのが基本の考えでございます。その残りを町村で一部負担をし、なおかつ被保険者の方々に保険税、国保税としてお支払いをいただくと。町の側から言えば賦課をするという考え方でございます。

本来、医療費は毎年動くわけでございますので、当然国民健康保険税は毎年動いてしかるべきだというのが前提でございます。これはそういうふうに行われている町もございすし、長年と申しますか、数年にわたって税率を変えられていない町もある現実もございすますが、しかしながら新町においては前段に限らせて書いておりますように、医療費の動向等を十分考慮して合併年度から統一をしましょうということでございます。

先ほど、ご指摘ございましたように、医療費につきましては2%ないし4%の差が現実にはあるわけでございます。なぜこれが国民健康保険税と逆な反映になつてゐるかということのお話を若干したいと思ひますが、実は先ほど幹事長が申し上げましたように、財政調整交付金、国が1割相当といつております財政調整交付金にございまして、現実には4割を国が持ちまして、その1割相当を補助金で調整交付金から出しましょうということにな

っておりますが、実は13年度の決算で見ますと、被保険者1人当たりの財政調整交付金の金額でございますが、世羅西町が1人当たり4万3,472円、世羅町が3万7,171円、甲山町が3万1,638円でございます。これ1人当たりにあくまで換算したものでございますが、1人当たりできていませんので、換算すること自体がおかしいわけでございますが、換算しますとそういうことになってまいります。

そうしますと、甲山町と世羅西のところで見ますと、1万1,000円相当の開きがそこにあるわけでございます。これはダイレクトに保険税の差になって響くということでございます。なぜこうなるかと申し上げますと、実は世羅西町は高齢化比率が高いという状況がございます。それから、中には特別事情の問題として原爆被爆者に対する医療費の状況等々がございます、これが調整交付金でもろにダイレクトに動くようになっております。そういう仕組みでございますので、新町になりますと、世羅西、甲山、世羅町という枠が外れますので、平均なベースで今度は来ることになると思いますが、従来高かった交付税交付金そのまま来ることにはならないわけございまして、ダイレクトに医療費が動いてくるということでございます。

それから、医療費につきましては、一般的には高齢者の比率の高いところが、加入率の高いところが医療費が高いと言われておりますが、実は世羅西は2番目でございます。これらのことは、実は医療費の背景としましては高齢者の加入率の問題もございまして、それから医療機関が直近に設置及び開設されているかどうかという問題も大きく影響をされております。いわゆる身近なところに医療機関があれば、それだけ医療環境がいいわけですから、診療日数も多くなるというのが必然でございます。

それからもう一つは、重要なのがこれは国が示しておりますのは、健康づくり事業の進展がどれだけ進んでおるのかというところが、この3つが大きく反映をしているものと考えております。それに国民健康保険税は、収納率がいわゆる全体として、例えば100を補足するために95%という収納率ですと、逆算をして100を補足しなければいけないという問題がございますので、収納率も反映をしてくるということになってまいります。そうなりますと、現行の2ポイント、4ポイントの医療費の差については、そんなに大きくどういいますか、シビアにとらえなくても新町で医療費の動向を見ながら統一をしても、そんなには全体としては保険税そのものの水準は変わらないのではないかと思います。ただし、先ほどご指摘のように、世羅西町の場合にはそういう調整交付金のおかげとっては何でございますが、おかげがございまして、保険税が低いということがございま

すので、全体をベースにした場合には上がるようになるだろうと思っております。これは、全体環境が変わるわけでございますので、そのところをご理解をいただきたいというふうに思っているわけでございます。

それから、もう一点でございますが、いわゆる4方式というふうに事務局長が申し上げまし

たが、この4つの方式は一定のルールがございまして、全体の賦課額、例えば1,000万円を賦課をするということになりますと、所得割で40%を補足しなさい。それから、資産割で10%を補足しなさい。それから、その次は被保険者の均等割で35%を補足しなさい。それから、その次が世帯割で15%を補足しなさいということが出てまいります。そうしますと、1,000万円でも幾らでもいい、100とした場合に、それぞれの率で掛けたものを、例えば世帯割でいきますと、世帯数が幾らであるかによって、その金額が変わってくるわけでございます。だから、ここは全体の世帯数の反映と医療費の反映が全体にダイレクトに響いてくるわけでございますが、ただ所得割等は地域の経済状況によって、所得の状況によってポイントがいわゆる税率に対する比率が変わってまいります。それから、資産割は資産評価額の割合に、いわゆる課税額の割合によって変わってくるわけでございます。だから、そこらが反映をしておりますので、必ずしもこれを単純に比較することが状況を反映しているということにはならないというふうにご理解をいただきたいと思えます。

なお、もう一点でございますが、合併翌年度からとしていることにつきましては、いわゆる16年度の7月に課税をいたしますものは、いわゆる旧町で課税をすることになると思えますが、これは7月に本課税をいたしますが、これは地方税法でその年度は継承するというようになっておりますので、実質翌年度から統一課税ということにしているわけでございます。

それから、もう一つでございますが、給付のサービスの問題ですが、3町においてそんなに多く差違があるわけではございませんが、いわゆる先ほど出されました人間ドックの補助金でございますが、これらは現行で動いているものを、いわゆる給付の水準を下げるということにはなかなか難しい問題があるということで、世羅西町の水準に合わせていこうということで専門部会で議論をし、幹事会へ議論をしていただいたところでございます。

以上でございます。

○上本会長 よろしいでしょうか。

黒木委員。

○黒木（武）委員 今ご説明を聞きますと、大変複雑なようなので、ちょっとわかりかねるんですけども、単純にこれ見まして、医療費がよけえかかってなかったら保険料も安いんじゃないかというのが一般的な物の考え方だろうと思うんです。したがって、そこらのことにつきまして、何かあれですよね、例えば現在1世帯当たり幾らになる、あるいは被保険者1人当たり保険料が幾らになるというふうなものを出していただいて、しかしそれにいろんな調整するものがあるんでこうはいかんですけれども、高い方がいいのか、安い方がいいかわからんですけれど、住民にとっては安い方がいいですよ、こういうふうな納めるものは。そこらがわかるように、しかし医療の何はこれだけ要るんだから、これなりに負担してくださいというふうな説明ができるようなことにしていただければ、1人当たり何ぼかという、かえって難しくなるんかというような気もせんでもないんですけど、先ほどからいろんな出てますのは資料がわかりやすい資料とか、わかりやすく説明してくれというふうなことが、こういうところじゃろう思うんですけど、そういうふうな資料でもいただけるか、いや資料を出せばかえって混乱するのか、こうこうでなかなかそれは出しにくいとかということもあるんでしょうが、ざっくばらんなお話をしていたければ住民にとって理解ができるんじゃないかというふうに思うんです。

○上本会長 医療費の推計は、いわゆる推計が非常に難しいということをお話の中で、いわゆる医療費の推計、特に高額医療費がぼんぼん入ってくると、すぐ医療費全体が押し上げる要因、今高度の医療が進んでございますので、極端な高額医療、1,000万円以上超える医療費がどんどん出てくる、そういう状況がございます。そういうような中で、医療費の動向を把握するのが難しい、またインフルエンザがはやってしまえば医療費がぐっと上がるような問題もあると、非常につかみにくい中で今決めておると思いますが、そのための資料というものがあるか……。

○上本会長 栗原部会長。

○栗原福祉生活環境部会長 幹事長の方から説明がございましたので、保険税の、これは調定額でございます。いわゆる収納額ではございませんで、いわゆる賦課した額ということでございますが、これは計算に基づく公表数字でございますが、甲山町の場合に1人当たりが7万422円、平均でございます、あくまでも。それから、世羅町が6万7,639円、世羅西

町が6万656円というふう計算上なっております。

以上でございます。

○上本会長 黒木委員、よろしいでしょうか。

○栗原福祉生活環境部会長 これは13年度の水準でございます。失礼しました。13年度決算に基づく実績でございます。

○上本会長 今日、意見は伺いますが、決定は来月させていただきますので、ご意見があったら質問はしておいてください。

黒木委員、まだありますか。

○黒木(武)委員 今医療費単年度だけで見ますと、先ほど議長おっしゃるようなことがありますので、例えば過去3カ年あるいは過去5カ年とかというふうなものも含めて、資料をご提示。今日すぐというわけじゃございませんが、次のときにも出していただければというふうなことを思うんです。

そして、合併翌年度から統一するというのを、できれば大体どういう方向でというふうな、これも今のどういうんですかね、何とか財政調整交付金ですか、なんかというのがあから、これ推計ができないと、こう言われればもうそれまでなんです、どの辺をこれから思うとられるかというのは、合併協議会がそんなことまで言う筋でないのかもわからないのですが、いかがでしょうか。

○上本会長 栗原部会長。

○栗原福祉生活環境部会長 過去3カ年でも何年でも結構でございますが、3町の医療費の動向につい

ては資料が提示できます。いわゆる合併時における保険税率、もしくは1人当たりの例えば保険税額というようなことの資料につきましては、実はご承知いただいておりますように、老人保健法がこの10月に大改正になっております。これは被用者側の負担があるわけで、被用者というのは社会保険等々の国民保険でない保険者の負担が入ってきて成り立っているものでございますが、この負担率が変わってきておりますので、現行で15年度は単純には今段階では仮計算の段階でございますが、16年度もしくは税率を統一しようとする17年度を推計することは技術的に困難でございますので、資料の提供は差し控えさせていただきますと思います。

以上でございます。

○上本会長 鈴木委員。

○鈴木委員 済いません。甲山町の鈴木と申します。

今のことにも関連があるんですけども、皆さんの発言の中のことにも関連があるんですけども、数字を示してもらいの結構なんですけれども、できれば指数というふうな格好でもなんでもいいんですけども、割ってあるものをファクターをいろんなことがいろいろかわることをすべて計算づくの上で世羅町は何ぼになりますよ、甲山町は現時点では1.0ですよとか、そういうあらわし方をしてもらえば非常に理解が早いと、それがいろんなことを並べてもらって、これも勘案し、これも勘案し、出る方はこれでこういうんですよということになると、じゃあ一体どうなんだろうかのうという世界がありますので、税率ですから必ず赤字にならないように税率は変えていかれるんでしょうから、そこんところはわかるわけですけども、それも今からの人口の進みぐあいですよ、こういうふうなことになるから将来合併してはこのようになるでしょうねということまで示していただければ非常にわかりが早いと。ということを含めて、皆さんも数字的なことを言ってたろうと思うんです。提案される方で、ちょっと努力していただいて知恵のあるところを、ちょっと頭を柔らかくにしてもらってから示してもらえればいいなと思っております。

ちょっとここの温度が高いんで、こういうもう少しちょっとここ調整できないんですかね。部屋の温度が非常に高いと思うんですよ。お願いいたします。よろしいです、今のことは。今度のときで。

それからもう一つは、前のあるときに示されたんですけども、やはりビジョンというのが非常に大事になってくるんです。それが無いのに、こういう問題がどんどん出てきますと、さてはいじゃ何をもって同意していいもんやら、それ賛成よろしいでしょうか言われても、あるべき姿が例えば3町のトップの方々が話し合われて、こういうふうなことを目的に合併しようじゃないかというふうなことができとって、それに向かってどんどん話が行くんなら大体のことはわかるんですけども、それもまだひよっとしたらできてないんかもわかりませんし、各議会でもそこんところは全然まだ触れておられない。この協議会の中で一緒に考えていくんだよと、そういうことならまたもっと話の持っていく方がだんだん違うような気がするんですよ。でしたら、今の先ほどのような問題でも、このことについてよろしゅうございましょうかと言うたら、それはよろしいでしょうとか、よろしくないですとかというふうなことになるんですけども、一番大事なところからどんどん決めていきますから、細かいことが後々出てくることになって、何かちょっと

あれはもう大きなところで決まっておりますので、これはどうしても認めてもらわにやいけませんよという言い方になって協議が進んでいくんじゃないかというふうに思います。何とか、これはもう一つの方法論かもわかりませんが、できればみんなでもわかりやすいことで協議をしていきたいな、あるいはあるべき姿に持っていこうとするなら、こういうこともあるんですよということが示された上で、そしてビジョンはこう持っていくからということがあって、やった方が何かスムーズに行くんじゃないかなと思います。申しわけありません。

○上本会長 私の方からすぐ答えるのは難しいと思うんですが、いわゆる行政サービスは低下しないというのが合併の中で1点確認事項としてはあるというようには思いますが、それにあわせていわゆる将来の建設計画は、また建設計画の中で1つのご議論をいただくことにしてございまして、各数値こうしたことについての項目ごとにつきましては、別にそれが将来の建設計画まで縛るものではないという思いの中で項目ごとにご協議いただくようにしておると思います。その点のご理解をいただきたいと思いますが。

以上のような……。

それでは、檜谷委員。

○檜谷委員 各町の1人当たりの医療費を見てみますと、非常に似通っているんです。甲山町が41万8,482円、それから世羅町が43万4,514円、それから世羅西町が42万7,797円、非常に似通っているように見えるんですが、実は保険の中に一般被保険者というのがあって、この中に老人と現職2つありますよね。そして、退職被保険者というのがあります。これが現在増えているんじゃないかと思うんですよね。各町とも、その割合が随分違っているんじゃないかと思うんです。恐らくこの予算を立てられるときに、過去3年の保険料を見て組み立てておられるので、この3つの実際推計ですよね、これを各町でお示しをいただけるのかどうか。

それと、もう一点ですが、滞納者、滞納件数、各町ありますが、金額としてどれぐらいあるのか。件数は出てますが、金額として幾らあるのか。それから、これは保険税と言われましたが、保険税というのは5年間しかさかのぼれないわけですか。それと、ずっと未納の分については回収するのか。その辺について、次回までによろしくお願いします。

○上本会長 栗原部会長。

○栗原福祉生活環境部会長 先ほど申し上げられました滞納に係る件につきましては、また整理をさせていただきたいと思いますが、1人当たりの医療費で一般、退職、老人とい

うようにおっしゃられておるとおりでございます。この資料につきましては、いわゆる決算としてできております過去3カ年というような数字はお示しはできます。ただ、今後の推計につきましては、これはあくまでも行政推計でございますので、この場に出させていただきますのはちょっとご勘弁いただきたいと思っております。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 滞納者の関係でございますが、これについては各町ともそれぞれ国保会計におきまして決算をし、滞納額等も確定をしている額というのがございますので、その内訳件数並びに額についてはお示しができると思っております。ただ、滞納者のどういう方が滞納者かとかという、そういった具体的な中身についてはこの協議会で協議するには好まない事項であろうと思っておりますので、件数なり、滞納額についてのみお知らせをさせていただきますということです。

○上本会長 失礼しました。

岡本委員どうぞ。

○岡本委員 甲山町の岡本です。

46ページにありますように、保険運営協議会というのが被保険者代表という3名、これが日常的に被保険者、我々が意見を言える唯一の場所じゃないかと思えるんですけども、実際にはどういう役割を果たして、どういう頻度で、どういうことが行われているのか、ちょっと説明をいただきたいんですけども。

○上本会長 栗原部会長。

○栗原福祉生活環境部会長 国民健康保険法でございますが、これに定められてあるわけでございますが、

これは国民健康保険の運営に係る重要事項の案件を審議するということでございますので、通常重要事項というのは議会に上程する予算案、それから税率の素案作成というところが大きな検討事項と思っております。ただ、審議会には当然決算等もご報告を申し上げているところでございます。

以上でございます。

○上本会長 まだご意見もあるかと思っておりますが、この協議第19号につきましては次回協議会で協議をさらにして決定したいということで、この程度にとどめさせていただきます。

それでは、次に提案事項第20号電算システム事業の取扱いについてを事務局より説明

いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料47ページ、協議第20号電算システム事業の取扱いについて。

電算システム事業の取扱いについて提案する。平成15年1月29日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

電算システム事業の取扱いについて。

1、三原広域圏行政事務オンラインシステムについては、引き続き三原市及び三原広域市町村圏事務組合に委託し、住民サービスの低下を招かないよう、合併時にシステムを統一する。

2、3町の単独処理システムについては新町において調整するという提案内容でございます。

資料48ページには、三原広域圏行政事務オンラインシステムの調整内容を載せております。内容としては、業務、詳細、3町の加入状況について整理をしております。業務は、住民情報から給与まで、33項目のシステムがございます。このシステムの委託内容につきましては、戸籍事務システムを三原広域圏組合に委託し、その他のシステムは三原市に委託しております。ごらんのとおり、世羅西町はこれらすべてのシステムに加入しておりますが、甲山町においては児童手当、保育料はシステムがございませんし、給与については単独システムで行っています。また、世羅町においては農家台帳、水田営農化について単独システムで行っておるところでございます。

このように3町に相違がございますので、3町とも現在稼働しているシステムを統一し、いずれかの町で稼働しているシステムである児童手当、保育料、農家台帳、水田営農化の各システムについて、三原広域圏行政事務オンラインシステムに統一するというものであり、三原広域圏行政事務オンラインシステムについては引き続き三原市及び三原広域市町村圏事務組合に委託し、住民サービスの低下を招かないように、合併時にシステムを統一するという案でございます。

続いて、資料49ページは3町の単独処理システムの調整内容でございます。

1番から3番までは、48ページにあった単独システム対応の内容であります。これについては、三原広域圏行政事務オンラインシステムに合併時に統一するという案でございます。4番の集排使用料・徴収システムから19番の起債管理システムまでの16項目について、3町ごらんいただきますように、それぞれ単独処理システムがございます。これ

らについては、当面新町に引き継ぎ、現行どおり単独システムとして活用し、新町において調整するという案でございます。

以上、提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第20号の説明でございます。

何かご質問がありますでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 ちょっと内容について補足説明をいただきたいんですが、ここの三原広域行政事務オンラインシステムに参加されてる現在、関係市町村があるんかどうかわかりませんが、何町市ぐらいで。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 お答えをいたします。

この広域でやっておりますのは、1市5町でございます。町でいきますと本郷町、久井町、そして甲山町、世羅町、世羅西町という組み合わせで、1市が三原市ということでございます。それぞれで負担をしているということでございます。

○上本会長 鈴木委員。

○鈴木委員 ちなみに、ちょっと甲山町の例でいいんですけれども、これだけのことをお願いして、大体ハードとソフトの部分を含めてですけれども、どのぐらい手数料部分が必要ですかね。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 これは15年度の各町の負担金状況ということで、把握しているところでございますけども、甲山町で今言いました直近で15年度で、一応15年度と申しますのは当初予算の関係にもございますが、ですから正確な数字ということではなく、どの程度かということで説明をさしていただきたいと思いますが、甲山町の場合が1,600万円ぐらいになろうかと思っております。

以上でございます。

○上本会長 ほかに質問ありますか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、協議第20号電算システム事業の取扱いについては、次回協議会で協議、決定をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、提案事項協議第21号町立学校の通学地域の取扱いについて、事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料50ページ、協議第21号町立学校の通学区域の取扱いについて。

町立学校の通学区域の取り扱いについて提案する。平成15年1月29日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

町立学校の通学地域の取り扱いについて。

町立学校の通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐという提案でございます。

資料51ページは、3町が設置している小学校、中学校に係る通学区域についての調整内容でございます。

町立学校の通学区域は、学校教育法施行例第5条第2項及び第6条の規定に基づき、3町とも町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則を定めております。

甲山町は、甲山小学校から東小学校までの5つの小学校がございまして、それぞれの通学区域を大字の区域としてあります。そして、甲山中学校の通学区域は中学校が1校でありますので、甲山町全域となっております。

続いて、世羅町は大田小学校から津久志小学校までの4つの小学校がございまして、それぞれの通学区域を大字の区域としてありますが、一部行政区によって区域分けがされているところもございます。そして、世羅中学校の通学区域は中学校が1校でありますので、世羅町全域となっております。

続いて、世羅西町については現在、山福田小学校、小国小学校、津田小学校、黒川小学校の4つの小学校がございしますが、平成16年4月1日に統廃合がされ、現在の小国小学校がせらにし小学校として1校になるため、通学区域は世羅西町全域としております。そして、世羅西中学校の通学区域は中学校が1校でありますので、世羅西町全域となっております。町立学校の通学区域については現行のとおり新町に引き継ぐという案でございます。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第21号の説明ですが、何かご質問がありますか。

永田委員。

○永田委員 各町の通学区域について大字を地図において示していただきたいので、その資料を要求してお願いしたいと。どうでしょうか。

○上本会長 永田委員の資料要求につきましては、次回提示させていただきます。ほかに。

黒木委員。

○黒木（武）委員 通学区域については、それぞれの町の規則でこのように決まっておりますが、例外として、ただしこういう場合というの、例外規定もあるんだろうと思いますが、現実はその例外を適用して通学区域が変わっておるといふような実例がありますでしょうか。今資料がなければ、次回で結構ですから。

○上本会長 次回に調査して提示させていただくということです。

ほかに。

坂東委員。

○坂東委員 今後、保育所とか、小学校とかという論議が入ってくるかと思うんですけど、現在の各町における小学校の教職員数並びに生徒数、それが複式なのか、各学年ごとに教育が行われているのか、その辺の資料も出していただければと思います。お願いします。

○上本会長 各小学校の定員等々の資料は、次回に提示させていただきます。

他に質問ありますか。

井上委員。

○井上（忠）委員 3町の学校の通学区域なんですが、今表にしていますように、世羅西町の場合は要するに小学校も統廃合してしまう、中学校は既に統合しているという現状があるわけなんですが、今ここでの話ではないかと思うんですが、将来にわたって例えば今いろいろな意見があると思うんですが、甲山町にせよ、世羅町にせよ、現状の小学校の状況をずっと存続させられるのか、あるいは将来にわたっては少しは形が変わってくるときがやってくるんじゃないかというふうに思うんですよね。そうしたときに現行の通学区域というものをどうお考えになるんだろうかというのがあって、今現在でも例えば越境ではありませんけど、そういった例もあるようにも聞いてますし、ある部分では保育所等の話が今ちょっとありましたけど、保育所に関しては将来にわたっては希望すればどこでも行けるという状況が生まれてくるんじゃないかと思いますし、小学校区においてもあなたはここですよ、あなたはここですよっていうのを新町になって定めておくのが、果たしてそれが本当にベターなのかどうなのか、今現在の中の学校運営に関してはやはりそういった部分を持っておかないと難しいかと思うんですが、将来にわたっては要するに各甲山

町、世羅町さんは、この町立学校の運営に関してはどのような考えをお持ちなんだろうか
なということがここで聞くべきことじゃないのかわからんですが、実際は。そうすると、
また学区も変わってくるんじゃないかという気がするんですがね。

○上本会長 各町長さん方、次回のときにそのことのあれはさしてほしいというご意見で
あるようでございますんで、私の方から無理なお願いはできませんので、よろしいです
か。

ほかにご質問ありますか。

新井委員。

○新井委員 世羅の新井ですが、先ほど坂東さんの質問に対して、もうちょっとこれから
先保育所、小学校の問題については、やはりこれ出生率が絡んでこようかと思うんです。
じゃけえ、各町村のこれから保育所へ上がられるとか、小学校へ上がられる方の人口、出
生されたというような、それも附帯のことでちょっと記録のうちに残していただければと
思うんですが、そこらよろしく願いしておきます。

○上本会長 わかりました。児童数につきましても、現状の報告をさせていただきます。

ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようでしたら、協議第21号町立学校の通学区域の取扱いについては、
次回協議会で協議、決定したいと思いますので、よろしく願いいたします。

ここで、先ほど永田委員からご質問いただいたことについて答弁ができる体制が整って
おるようでございますんで、山口事務局長の方からお答えをさせていただきます。

○山口事務局長 先ほどの永田委員のご質問に当たっての広報紙の配布状況を説明さして
いただきますと、振興区組合未加入への郵送分ということでございますが、先ほど幹事長
が甲山町で言った数字よりも、甲山町の場合ちょっと違うわけでございますが、384
件、世羅町が77件、世羅西町が15件となっております。この町外配布分は、官公庁とか、
そういった関係団体をも含むものが甲山町が89件、世羅町が112件、世羅西町が41
件となっております。

以上でございます。

○上本会長 永田議員、よろしいですか。

それでは、次第4として、その他で何かございますでしょうか。

永田委員。

○永田委員 永田ですが、この協議会について周知していただくのは協議会日より、またホームページとなっておりますが、ホームページはどの程度の時間を要するのでしょうか。私、昨日、今日は見ておりませんが、12月の協議会の内容について、ホームページちょっと上がってなかったと思うんですが、それは見落としとるかもわかりませんが、ないですが、どのぐらいの時間がかかってホームページ上げられるのか。その点ちょっと。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 永田委員のご質問にお答えいたします。

このことにつきましては、ホームページにつきまして、実は合併協議会だよりの1月号に今回アドレスについて掲載をさせていただきました。非常に時間を要したと、こういうことがございますが、実は1月10日から発信をしたところがございます。したがって、各委員さんにおかれましても、一応ホームページを現段階で立ち上げておりますので、ごらんいただければというふうに思います。内容としましては、協議会日よりなり、会議録、そして3町の現状とか、状況とか、合併協議会とはというような中身でホームページを出しておりますので、ごらんいただきたいと思います。大変遅くなって申しわけなかったわけですが、ただし会議録につきましては非常に時間を要するところがございまして、例えば第4回の、今日の会議が終了しまして、会議録を作成するのに最低2週間は時間を要します。その2週間後に会議録署名委員の方に中身をご確認いただいて、署名をいただいたものをもってホームページに掲載をしていくということにしておりますので、これについては若干時間がかかろうかと思っております。

以上です。

○上本会長 永田委員。

○永田委員 時間がかかるって、12月にやられたことがまだ出とらんわけですな。これ、議事録署名をせにゃ出れん。もうちょっとスピードを出なあと、我々もここで協議会はしとるけど、全部が全部覚えちゃあおられんので、やっぱりそういうホームページなどで会議録を見れて、やはり次の会議でもいろいろな意見を述べられると思うんです。全部今日の会議録を覚えとるわけじゃなあって、やはりそういうとこを開いてみて、あああの件についちゃああだったんか、今の提案されたことについても今質問があった、その内容についてまた研究する余地があると思うんです。その点、じゃけえもうちょっと時間、早期に上げていただきゃええかな思うんですが。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 極力早期に会議録をホームページに載せれるよう鋭意努力をしていきたいというふうに思ってます。

○上本会長 奥田委員。

○奥田委員 今の関連で、世羅郡のホームページなんか見よつても、実際こういうチラシを読み取って写してあるだけなんで、字が小さくて、多分私らでも見るのが困るんで、パソコンが悪いからかなと思ったんですが、ちょっと余りにも見にくいんです。もっとわかりやすく表現した方が、世羅郡の人ばかりが見るわけでもないと思うんで、もっときれいに拡大したやり方で掲載していった方がいいんじゃないかと思うんですが、よろしくお願いします。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 確かに発信をしても、その中身が読み取れないということになれば問題があるわけですが、それぞれの機種によっても異なってくるのではないかということで、一応通常の形の中でホームページにおいては掲載をするという基本的なもので見ていただく中で、読んでいただける中身としてこのくらいの活字の大きさがいいだろうということしております。したがって、そこを見ていただく場合、これは拡大という機能がついておれば、そこで拡大をいただければそこは大きく見れるようになっておりますので、お試しをいただければということで思ってます。ですから、全体的な字の大きさが標準的な読める範囲の字では、会議録については入れておるということでご理解いただければと思います。

以上です。

○奥田委員 今回のじゃなくて、過去の。過去というか、それぞれ。今回のじゃない分で、今回はまだ見てませんので。まだ出てないだろうと思ってたんで、済いません。

○上本会長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようです。

顧問の方、とりわけ発言がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないですか。

それでは、以上で本日予定をしておりました協議事項はすべて終了させていただきました。

長時間にわたりまして慎重にご審議、ご協議いただき、まことにありがとうございます。引き続き、皆さんの実のあるご審議をいただきまして、広範な行政の分野の協議事項をこれから着実に一つ一つの確に進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞ各委員の格別のお力添えをいただきますようお願い申し上げます、閉会とさせていただきます。

なお、資料につきましては着実に次回に調べて、皆さんにお出しすることをお約束させていただきます。大変ありがとうございました。

これで終わります。

午後 4時41分閉会

本会議録は、世羅郡三町合併協議会の 鈴木 道弘委員、新井 富士男委員、前迫 喜久真委員 により内容が確認され署名を頂いております。